

新型インフルエンザ等感染症地域医療体制整備事業における協議体運営要領

19 福保健感第 810 号
平成 20 年 3 月 31 日

最終改正 5 福保健感第 793 号
令和 5 年 6 月 27 日

(目的)

第 1 本要領は、新型インフルエンザ等感染症地域医療体制整備事業実施要綱（以下「要綱」という。）第 4 第 1 項及び第 2 項に規定する協議体の運営に当たって必要な事項を定めることを目的とする。

(感染症医療体制協議会)

第 2 要綱第 4 第 1 項に規定する感染症医療体制協議会の設置及び運営に関する事項は次のとおりとする。

1 協議体は次の事項について協議を行う。

- 一 新型インフルエンザ相談センター、新型インフルエンザ専門外来及び入院医療の確保及び運営等、地域医療体制の整備に関すること。
- 二 医療資器材の確保に関すること。
- 三 患者の搬送に関すること。
- 四 普及啓発等に関すること。
- 五 その他新型インフルエンザ等発生時の医療体制の整備に関し必要な事項

2 感染症医療体制協議会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。ただし、各開催時における参加者は、協議事項に応じて判断することができるものとする。

なお、専門事項を検討するため必要があるときは、専門委員を若干名設置することができる。

- 一 都及び区保健所代表
- 二 区市町村代表
- 三 感染症指定医療機関（ただし、第二種感染症指定医療機関は感染症病床を有する指定医療機関）の院長。なお、各開催時の協議内容に応じて、代理の者を出席させることができる。
- 四 東京都医師会の会長、副会長又は理事
- 五 東京都歯科医師会の会長又は副会長
- 六 東京都薬剤師会の会長又は副会長
- 七 東京都看護協会の会長又は副会長又は理事
- 八 東京消防庁及び稲城市消防本部代表
- 九 東京都立病院機構戦略推進室長
- 十 前各号に掲げる者のほか、必要に応じて、以下の者を協議に加えることができる。

- (1) 感染症診療協力医療機関
- (2) 指定二次救急医療機関
- (3) 災害拠点病院
- (4) 公的医療機関
- (5) その他地域医療体制確保のために必要な者又は機関の代表

3 委員の任期

- 一 2年間とする。ただし、他の委員の任期の途中で新たに委員を委嘱する場合等、特別な理由があるときは、2年以内とする。
- 二 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 座長及び副座長

- 一 協議会に座長及び副座長を置く。
- 二 座長には、保健医療局技監を充て、副座長は座長の指名により選任する。
- 三 座長は協議会を総括する。
- 四 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 招集等

- 一 協議会は座長が招集する。
- 二 座長は、協議事項に応じて協議会の構成員より参加者を決定する。

6 部会

- 一 協議会は必要があるときは部会を設けることができる。
- 二 部会は座長が指名する委員及び委員以外の者をもって構成する。
- 三 部会には部会長及び副部会長を置く。
- 四 部会長は座長が指名し、副部会長は部会長の指名により選任する。

7 開催回数

- 一 協議会は年2回程度開催するものとする。
- 二 部会は必要に応じて開催するものとする。

8 協議会の公開

協議会は、原則公開とする。ただし、個人のプライバシー保護や公正な行政執行の確保に支障が生じるおそれがある場合は非公開とすることができる。

非公開の決定は、座長又はその他の委員の発議により、出席委員の過半数により決定する。

9 補則

このほか、協議会の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

(感染症地域医療体制ブロック協議会)

第3 要綱第4第2項に規定する感染症地域医療体制ブロック協議会の設置及び運営に

関する事項は次のとおりとする。

- 1 協議体は次の事項について協議を行う。
 - 一 地域における新型インフルエンザ相談センター、新型インフルエンザ専門外来及び入院医療の確保及び運営に関すること。
 - 二 医療資器材の確保に関すること。
 - 三 患者の搬送に関すること。
 - 四 ブロックにおける新型インフルエンザ発生時対応訓練に関すること。
 - 五 ブロック別の感染症地域医療体制に関する整備計画（以下「ブロック別感染症地域医療確保計画」という。）の策定に関すること。
 - 六 その他新型インフルエンザ等の地域医療体制の整備に関し必要な事項
- 2 感染症地域医療体制ブロック協議会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。ただし、各開催時における参加者は、協議事項に応じて判断することができるものとする。
 - 一 都保健所
 - 二 ブロックを構成する区市町村
 - 三 感染症指定医療機関
 - 四 感染症診療協力医療機関
 - 五 地区医師会
 - 六 地区歯科医師会
 - 七 地区薬剤師会
 - 八 東京消防庁
 - 九 前各号に掲げる者のほか、必要に応じて、以下の者を協議に加えることができる。
 - （１）指定二次救急医療機関
 - （２）災害拠点病院
 - （３）公的医療機関
 - （４）その他、地域医療体制確保のために必要な者又は機関の代表
- 3 委員の任期
 - 一 ２年間とする。ただし、他の委員の任期の途中で新たに委員を委嘱する場合等、特別な理由があるときは、２年以内とする。
 - 二 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 開催回数
年３回程度とする。
- 5 協議会は、非公開とする。
- 6 補則
このほか、協議会の運営に関して必要な事項は、感染症対策部長が定める。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 7 月 7 日付 21 福保健感第 176 号）

この要領は、平成 21 年 7 月 7 日から施行する。

附 則（平成 23 年 6 月 16 日付 23 福保健感第 203 号）

この要領は、平成 23 年 6 月 16 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日付 27 福保健感第 1098 号）

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日付 28 福保健感第 1063 号）

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 6 月 27 日付 29 福保健感第 276 号）

この要領は、平成 29 年 6 月 27 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 2 月 28 日付 31 福保健感第 1871 号）

この要領は、令和 2 年 2 月 28 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 13 日付 31 福保健感第 2041 号）

この要領は、令和 2 年 3 月 13 日から施行する。

附 則（令和 4 年 7 月 26 日付 4 福保感事第 1468 号）

この要領は、令和 4 年 7 月 26 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 10 日付 4 福保健感第 4710 号）

この要領は令和 5 年 4 月 1 日から施行し、同日以後新たに就任する委員について適用する。ただし、要領第 2 第 2 項第九号の改正は令和 4 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 6 月 27 日付 5 福保感事第 793 号）

この要領は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。